

# 戦時下神道界の一樣相

— 従軍神職と英靈公葬運動を中心として —

明治神宮出仕

長友安隆

## はじめに

本稿は、戦時期国家神道体制下に在つて敬神思想普及を願ひ行動した神道人の動向を検討するものである。大正十二年より俄かに高まりを見せた国民精神作興・思想善導の風潮は、大正十三年二月政府主催による三教・各種教化団体代表を集めての思想善導招待会という形で結実する。この政府の思想善導要請に対し、神道界は行動を以つて応えようとした。しかし、神道界特に神社界は、未だ制度整備面で多くの問題が山積みであり、又奇しくも同時期、宗教法案をめぐる宗教制度調査会内での議論及びそれによる社会への波及を直接的契機として神社宗教非宗教問題が再燃しており、内的にも国民教化を本格的に取り組める状況では無かつたのである。そして昭和十五年神祇院が創設されるにあたり、その管掌に「敬神思想ノ普及ニ関スル事項」が加えられ、国民教化が出来る環境が整う事になるのである。その後、神道人が如何なる活動を展開したのか、そしてその血路を概観してみたい。

## 一、国民精神総動員運動下の神道政策

昭和十二年（一九三七）七月七日の夜、蘆溝橋における一発の銃声は、日中戦争を勃発させる事になる。これを受け八月十五日に日本政府は、事変発生よりこれまで事件の不拡大を方針として局地的解決を目指してきたが、遂にこれを断念し、領土的野心ではなく中国との間に蓄積している多年の懸案を抜本的に解決するために南京政府と国民党の覚醒を促す旨の声明を発し、八月二十四日には「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定し、九月九日には近衛首相が「凡ソ難局ヲ打開シ國運ノ隆昌ヲ圖ル道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ益々振起シテ之ヲ國民日常生活ノ間ニ實踐スルニ在リ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以モ亦此ニ存ス」との内閣告諭号外・内閣訓令号外を発して今事変に際して国民精神総動員計画のある旨を示したのである。

そして九月十三日に政府は、すぐさま前述の「国民精神総動員実施要綱」を発表してその実施方針を示した。それによると、「舉國一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ對處スルト共ニ今後持續スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル爲官民一體トナリテ一大國民運動ヲ起サントス。」るを趣旨として、その運動の名称は「國民精神總動員」とされたのである。<sup>1)</sup>更にその実施機関としては、情報委員会、内務省及文部省を計画主務庁として、本運動の趣旨徹底を図る爲に有力なる外郭団体の結成を図るとされていた。それを受けて九月二十七日になると、松井茂・小泉六一・香坂昌康・藤原銀次郎・中川望・月田藤三郎・井田磐楠・岡部長景・酒井忠正が、その発起人として選定され、その発起人に対して馬場英一内務大臣、安井英二文部大臣、風見章内閣書記官長より、この国民精神総動員運動に関する中央連盟設立の委嘱がなされた。その三日後の同三十日には、内務大臣・文部大臣・内閣書記官長により本連盟加盟を奨励すべき団体の代表者を首相官邸に招待した。これは大正十三年二月の思想善導招待会を連想させるもので

あるが、その招待を受けたのは、全国町村長会・全国市長会・大日本消防協会・日本赤十字社・日本医師会・日本労働組合会議・全国農民組合・全国神職会・仏教連合会・日本キリスト教連盟等六十二団体であり、本連盟加盟の同意を取りつけている。そして十月十二日に日比谷公会堂に於いて七十四の加盟団体を迎えて国民精神総動員中央連盟結成式が挙行され、会長には有馬良橋が選ばれ理事には前述の発起人に加えて、小原直・松村謙三・今井健彦・内閣書記官長風見章・内務次官廣瀬久忠・文部次官伊東延吉の六氏がこれに充てられ、評議委員には加盟七十四団体の代表がそれぞれ選定されている<sup>(2)</sup>。この中央連盟は、民間団体ではあったが理事の顔色が示す通り内閣書記官長、文部・内務次官を通して政府と密接なる連繋を保っていた。

この国民精神総動員運動の根本方針は、日本精神の高揚であったが、特に「挙国一致」「盡忠報国」「堅忍不拔」をその実践スローガンに掲げて、従来の思想善導運動や教化総動員運動の実績を踏まえ、又戦時下と言う時局を鑑みて「外面的宣伝的ならずして内面的精神的なるべきこと」「概念的講說的ならずして具体的実践的なるべきこと」「断片的単独的ならずして全体的協力的なるべきこと」の三大方針を決定した。そして講演会・印刷物等によって時局認識の理解を図り、又尽忠報国の精神を国民の日常生活に具現する為に国旗掲揚・神社参拝等を奨励するもその成果を見るのは困難であった。その為、十一月になると「銃後後援に関する調査委員会」「社会風潮に関する調査委員会」「農山漁村に関する調査委員会」「家庭実践に関する調査委員会」「実践網に関する調査委員会」の各種委員会を設置し、それぞれ具体的実践案を検討せざるを得なくなるのである。

国民精神総動員中央連盟初代会長に就任する有馬良橋は、これまでの研究更にその当時の資料においても、その肩書は「海軍大将」となっているのである。しかし実は有馬は、これ以前の昭和六年（一九三一）九月十四日に明治神宮宮司に就任し、同年十一月十五日には退役しているのである。そして更に同年十二月二十六日には海軍出身者からの選出と言う事で、東郷平八郎元帥の進めもあり枢密顧問官を拝命している。だから、厳密に言うならば、国民精神

総動員中央連盟会長就任時の肩書は、明治神宮宮司或は枢密顧問官が適當であつたらう。しかし、当時においては明治神宮宮司、枢密院顧問官よりも海軍大将有馬良橘が求められたのであろう。<sup>(3)</sup>

有馬良橘は、文久元年（一八六一）十一月十五日に和歌山藩の奥御医師有馬元函広徳の長男として生まれ、明治十九年（一八八六）に海軍兵学校を卒業し、以後海軍畑を歩み、シーメンス事件査問委員・海軍兵学校長・海軍教育本部長を経て大正八年（一九一九）に海軍大将に任命されている。そして前述の通り、有馬は昭和六年に七十一歳を迎え三代目明治神宮宮司を仰せ付かるのである。これは同宮二代目宮司であつた一戸兵衛は陸軍大将であり、三代目は海軍から適任者が選定される事になり、明治天皇奉仕の経験があり、又人格的に優れた有馬海軍大将が最適任者として選ばれたのである。垂加神道者でもあつた有馬はこれを喜び「一身をささげてその大任にあたりたい」と決心し、以後八十四歳で天寿を全うする一年前の昭和十八年（一九四三）に老齡の為自ら宮司を拝辞するまでの十二年間、明治神宮宮司を務めている。

故に国民精神総動員中央連盟会長就任の打診が為されても、一度は老齡を理由に辞退するも、政府よりの再度の要請に際しては、「会長就任によつて、日々の奉仕に多少欠くることがあつても、国家への奉仕はすなわち御祭神への奉仕であるから、それに微力をつくさんとする自分の志を嘉みさせたまひ、必ずや御許しあそばされるであらう。」<sup>(5)</sup>として大前に報告の上、非常な決意を以つて会長に就任したのである。

昭和十四年（一九三七）に入るや一月五日に平沼内閣成立し、時局の情勢に対応して政府は二月九日に「国民精神総動員強化方策」を閣議決定し官民合同の国民精神総動員委員会設置の意思を示し、そして三月二十八日勅令第八十号「国民精神総動員委員会官制」を以つて、「内閣総理大臣ノ管理ニ属シ国民精神総動員ニ関スル企画ヲ掌ル」国民精神総動員委員会を委員長及び委員六十人以内を以つて組織されることとなる。<sup>(6)</sup>これにより国民精神総動員運動は、昭和十五年四月に内閣総理大臣を会長とする国民精神総動員本部に統合されるまで中央連盟と精動委員会の二本柱で

これにあたる事になるのである。

その最中、国民精神総動員運動が開始されて二年が経過した昭和十四年十月九日に、漸く敬神思想宣揚運動が開始されている。敬神思想宣揚を始めるに当たり、「神祇の祭祀は皇國の根幹にして、敬神は國民奉公道の基本である。現下の國難を克服し、新東亞建設の大業を達成するには、皇國本來の奉公道を振起興隆せしめねばならない。」との趣旨の下「神祇崇敬に関する委員会」が設置される事になる。委員会設置以前の九月二十二日に精動中央連盟は、内務省神社局と本委員会設置に関して、神社局から中野與吉郎神社局長以下三課長を迎え、中央連盟からは有馬会長以下理事三名、幹事二名が参加し会合が持たれ、十月九日に第一回神祇崇敬に関する委員会が開催される事になるのである。委員会は、中央連盟事務局諮議吉田茂を委員長として、委員には神社局指導課長伊藤謹二・中央連盟事務局常務大坪保雄・中央連盟事務局総長岡部長景・神社局考証課長坂本廣太郎・全国神職会理事三宮千春・皇典講究所理事全国神職会理事高階研一・神社局総務課長中村四郎・神宮神部署長野上正篤・宮内省掌典職祭事課長星野輝興が、幹事には中央連盟幹事の小松東三郎・湛増庸一・高山一三がそれぞれ充てられた。<sup>(8)</sup> 委員会は、昭和十五年（一九四〇）一月九日までに五回開催され、「神宮大麻奉斎に関する件」（第一回）、「新嘗祭を機とせる敬神思想宣揚の件」「精動実践網と氏子制度に関する件」（第二回）、「大祓行事に関する件」「正月行事に関する件」（第三回）、「民間大祓式実施要綱制定の件」「國民神拝作法制定の件」（第四回）、「紀元節祭に関する件」「祈年祭に関する件」「紀元二千六百年敬神諸事業に関する件」（第五回）等が協議された。<sup>(9)</sup>

ここで目指されたのは、新嘗祭・紀元祭等はその意義の闡明にしても、喫緊の重要問題であった戦時下食料充実対策との関連から取り上げられ、又神宮大麻奉斎・大祓・國民敬神作法の問題についても、神祇祭祀と国民生活との融合の観点から検討される等、やはり神祇祭祀の現代社会への対応であった。更に計画準備が開始されたものとしては氏子制度と精動実施網がある。これは鎮守を中心として精動運動を展開する為に、氏子制度の整備が検討されたので

ある。これはその具体的内容から一定の高まりを見せ、弁護士田邊恒之は司法大臣懸賞論文に「氏子制度の復興と之に伴ふ日常法律生活の調整」を寄稿し、司法大臣賞を受賞している。そこで田邊は、「慈愛に富める神社の『教』に變りは無くとも、時勢の變遷で、神社の活動が抑壓されて居た事は疑ひない。然るに今や神社の社会化、神職の社会進出が、要望せらるる時代となつた、氏子制度の復興が切實に叫ばれて居るのである。」と訴えたが、結局は昭和十五年（一九四〇）九月十一日の内務省訓令第十七号「部落会町内会等整備要綱」によつて、国民の道德的鍊成と精神団結の役目は部落会・町内会並びにその下部組織である隣保班に譲ることになるのである。

結局、神祇崇敬に関する委員会では具体的に決定されたのは、「民間大祓式実施要綱」のみであつた。十二月十四日の第四回委員会において決定された「民間大祓式実施要綱」は、

#### 趣旨

一 聖戦下に迎ふる紀元二千六百年は、御民我等が心より祝ひ奉るべき光榮の年であると共に、更に幾多の困難と障害とを突破して、新東亞建設に邁進すべき飛躍發展の年である。此の際、我等に必要なは萬難克服の固き覺悟と、目的貫徹への新しい決意であらねばならない。多事なりし昭和十四年を送るに際し、本聯盟は國民の一人でも多くが、或は集團として、或は個人として神代ながらの大祓ひの行事を受けられ、身も心も祓ひに祓ひ、きよめにきよめ豊榮昇る朝日の如き清明心を以て光輝ある新春を迎へられ、愈々益々其事業に精勵し、奉公の誠を效されんことを切望せざるを得ないのである。

今般本聯盟内「神祇崇敬に關する委員会」は慎重審議の結果左記の如き民間大祓式次第を定めた。役所、學校、各種團體、會社、銀行、商店、工場、鑛山等に於ては左記次第に依る簡素にして、而も嚴肅なる民間大祓式行事を續々と施行せられ、國民精神の昂揚、國家總力の充實發揮に資せられんことを慫慂する次第である。

#### 式次第

當日適當ナル場所ニ祓所ヲ設ク

正面ニ新薦ヲ舖キ案ヲ立テ大齋ヲ置ク

次 諸員着席ス

次 祓主祓詞ヲ宣ル 諸員整折

次 祓司大麻ヲ行フ 諸員整折

次 祓主祓司退出ス

次 諸員退出ス

備考

一、 祓所ハ屋外ヲ可トス但シ屋内ニテモ差支ナク何レモ清淨ノ場所ヲ選ブコト祓詞ハ官國幣社以下神社大祓式大祓詞ヲ用フ但シ「神職等大川道ニ持出テ祓却レト宣ル」ノ十六字ヲ削ル

一、 祓主祓司ハ各一員トシ神職ニ依頼ス、服装ハ淨衣又ハ狩衣、但シ両所役ヲ一員ニテ兼ヌルモ可ナリ

一、 日時ハ十二月三十一日午後二行フヲ可トスレド、御用納メ、仕事終ヒ等歳末適宜ノ日時ニ執リ行フモ差支ヘナシ<sup>(1)</sup>

と言うものであった。そして昭和十五年十月段階において精動本部の神祇崇敬に関する委員会への評価は、「成立日尚浅く成績未だ充分とはいひ得ない<sup>(2)</sup>」と言うものであった。やはり思想善導運動・教化総動員運動に続き、またしても敬神思想普及の千載一遇の好機に神社界は、精神は積極的であるにも拘わらず行動が伴わなかったのである。

しかし、これは致し方なかった。丁度この神祇崇敬に関する委員会の審議と並行して、神社界には重大な問題が浮上していたからである。それは日華事変勃発を契機とする従軍神職の問題であった。この従軍神職問題に当時の神社界中枢の関心は集中していたのである。

## 二、従軍神職制度の整備

昭和十四年になると日華事変の長期化に伴い、戦死者等を祀る招魂社制度の整備がなされ、同年三月十五日には内務省令第十二号によって「招魂社ハ之ヲ護国神社ト改称ス」とされ護国神社に正規神職が設置されるようになった。又その祭祀制度も整備され、四月一日に招魂社は護国神社に改称され、社司が置かれる指定護国神社も告示され、漸くここに一連の護国神社制度が整備される事になったのである。<sup>13)</sup>このような気運もあり、又実際の戦地においても、出兵した神職が部隊慰霊祭や忠魂地鎮祭などを執行し「軍装の神職」として活躍した事もあって、遂に昭和十四年八月十五日に陸軍省達第四十二号によって従軍神職の道が開かれる事になるのである。

そもそも宗教者の従軍は、早くも日清・日露戦争に遡る。明治二十七年（一八九〇）八月に日清戦争が勃発すると、キリスト教各派有志によって組織されたキリスト教同志会は戦争協力を表明するも、公認宗教であった仏教界は、日清戦争勃発と同時に東本願寺派では平松理英が本山当局を説いて従軍布教を陸軍省に出願し、伊東大忍・千原円空等七名を大連へ向かわせて金州城外で戦没将士の法要を営み、西本願寺も木山定生・香川黙識・伊藤洞月などを従軍させており、より積極的に軍隊慰問・従軍布教に参加している。<sup>14)</sup>こうした活動は、日露戦争になるとより活発になるのである。そして陸軍は、日露戦争が勃発すると直ぐに陸軍省達第十六号を発している。それは、

### 陸達第十六號

戦時又ハ事變ニ際シ師團長及兵站監ハ所要ニ應シ相當ノ資格ヲ有スル僧侶教師ヲ戦地ニ伴行スルコトヲ得但シ其ノ人員ハ一師團ニ三名一兵站監部ニ二名以内ニシテ其ノ取扱ニ關シテハ當該師團長又ハ兵站監ニ於テ適宜之ヲ定

ムヘシ



明治三十七年二月九日

陸軍大臣寺内正毅<sup>(15)</sup>

と言うものであり、ここに公認宗教である仏教僧侶と教派神道教師に正式に従軍布教が一師団三名・一兵站監部二名以内で認められたのである。以下昭和十四年までこの体制が続けられることになる。

そして昭和十四年八月十五日公布された、

陸軍省達第四十二號

明治三十七年陸達第十六號中左ノ通改正ス

昭和十四年八月十五日

陸軍大臣板垣征四郎

「僧侶教師」ヲ「神職、僧侶又ハ教師」ニ改ム<sup>(16)</sup>

によつてこれに神職が加わる道が開けたのである。しかしこれは「今事変にも亦多数の僧侶、教師を見其の中には幾多の武勇伝や民衆宣撫の感激的話題を生んだのであるが、独り神職の従軍が無いのは遺憾であるとして銃前銃後各本面から熱烈な希望があ<sup>(17)</sup>」つた為に陸軍当局が独断で決定した事であつた。当の神社局はというと、陸軍から何の連絡も無かつた為に何も知らず、その為何の対策案も有していなかつたので、神社局としては宇佐美毅事務官の「神職と云へば僧侶と異つて身分ではなく神社に奉仕してゐる現任者を指すのであるから、官社の官司は勿論禰宜、主典にしても各々職務があり應召とは別だから従軍神職として出かける事はなかなか困難だ、結局府縣社以下の神職と云ふことにならうが、これも従軍僧と同様なことを必ずしも擔當出来ない、武運長久祈願とか、神徳宣揚による土氣の鼓舞とか慰靈祭が中心になるものと思ふ<sup>(18)</sup>。」とのコメントが精一杯であつた。また陸軍発表より一週間が経過しても、神社局は「未だ別段陸軍省と打合をしないし一應軍の意向は聞き度いとは思つてゐるが當分対策を講ずる考はない<sup>(19)</sup>」として従軍神職について何等対策する意志が無い事を明らかにしており、このままでは結局神職の従軍よりも、主に神

職経験者が採用される氣運であつた。

これに対し、神社界は同二十五・二十六日に開催された神祇特別官衙設置促進の件に関する地方神職団体連合委員会の二日目において、早速従軍神職問題を忠霊塔問題と共に取り上げている。そこで高階研一皇典講究所理事が、従軍神職についてのこれまでの経過を説明し、「神職」の解釈について陸軍当局と神社局の間で見解の相違が見られる事を指摘し、全委員で内務省に出頭し特別官衙に関する挨拶と従軍神職に関する意見聴取が行われ、結果全国神職会が陸軍省及び内務省と連絡を取って対策を確立して、近日中に各地方神職会宛に通牒を發する事となつた。これを受け、神社界はすぐさま行動に移り、高階皇典講究所理事が陸軍省軍事課に出頭し、大槻少佐と面会して軍の方針を聴取すると共に神社界の事情を具陳している。そこで大槻は軍としては、實際上の諸問題は考慮しておらず、待遇は師団と共に現地に赴く旅費と従軍中の食料等は負担するが、単独で現地に赴く場合の旅費やその他の手当ては出さないとしたが、高階は先ずは従軍神職の採用は現任神職であるとの原則を堅持して、神職有資格者を採用する際には一旦神社職員にしてから採用するよう申し込み、これを了承させている。<sup>(20)</sup>又この頃になると、神社局も漸く陸軍との連絡を持ち、現任神職の採用と待遇面で協議を開始している。

そして九月九日には、神社局より中村四郎総務課長・宇佐美毅事務官、皇典講究所より吉田茂専務理事・高階研一理事・葦津正之庶務課長、全国神職会より三宮千春常務理事・鈴木宗二主事が参集して、第一回従軍神職派遣に関する委員会が開催され、小笠原省三外務省囑託の滿支各地神社視察の中間報告を聞くと共に従軍神職問題を協議した。<sup>(21)</sup>そこで原則として現任神職の派遣と具体案確立の爲の対策案起草委員に宇佐美事務官、葦津庶務課長、鈴木主事の三氏が当る事が決定された。その一週間後の十六日には、神社局において同三氏に小笠原省三をオブザーバーとして加えて従軍神職具体案について審議を開始し、又その二日後には全国神職会より道府県神職団体長宛に「従軍神職に関する件」の照会を發し、神職が個々に従軍志願するのではなく、統制ある連絡を保つ為に「官国幣社以下神社現任神

職たる事」「特別賜暇に依り従軍する筈に付俸給支給すること」との条件を満たした優秀な神職の推薦を依頼して<sup>(22)</sup>いる。

そして九月二十一日には、対策案起草委員による対策案が固まったのを受けて第二回従軍神職派遣に関する委員会が開催された。この第二回委員会は、吉田皇典講究所専務理事、高階同理事、葦津同庶務・高橋礼典両課長、三宮全神常務理事、鈴木同主事、小笠原省三等により、「従軍神職の任務案に関する件」「従軍神職の採用方法、任務等に関する軍部その他関係筋との協議に関する件」「従軍神職必携」(仮称)編纂に関する件」「従軍神職服装に関する件」「従軍神職訓練所」(仮称)設置の件」「従軍神職志願者は従軍神職訓練所に入所の上従軍せしむる方法に関する件」「軍属祭祀官」(仮称)設置の運動に関する件」について協議された。<sup>(23)</sup>その結果、従軍神職の任務案、従軍神職訓練所開設、従軍神職必携手帳編纂が決定された。その従軍神職の任務案は、以下の通りである。

#### 従軍神職に関する案

##### 一、従軍神職の任務

- イ、所属部隊の奉斎する神霊に奉仕す。
- ロ、宣撫その他教化に関する任務に従事す。

##### 一、祭祀の種別

- イ、毎朝毎夕の奉仕。
  - ロ、奉告、祈願、報賽の諸祭。
  - ハ、国祭祀日の戦地に於ける祝祭、又は部隊の祝祭、清祓行事、地鎮祭、戦没英霊に対する祭祀。
  - ニ、宣撫教化に関する祭祀。
- 一、御祭神

イ、部隊常時奉斎の御祭神

一、天照大御神・天津神国津神八百万神。

一、部隊所在地の一の宮、又は氏神社の御祭神。

一、別格官幣社靖国神社御祭神。

ロ、臨時祭祀又は特殊に奉斎する御祭神。

一、経津主神、武甕槌神等の武神

一、国魂神（海に在りては綿津見神）

一、戦没者英霊

一、現地に於いて特に信仰せられ居る神霊。

一、現地に於ける地方開拓の祖又は功労者等。

一、祭祀執行要項

イ、齋員

一、祭主 部隊長

一、齋主 従軍神職

一、副齋主以下の齋員必要の場合は部隊中に神職有資格者あらば之を充つ。

ロ、齋主の服装

一、従軍服の上に 衣を着し、古代帽を冠し笏を持す。

但し準備の可能なる場合は可成正服又は狩衣を用ふ。

一、葬儀には鈍色の 衣を用ふ。

## ハ、祭式

一、神社祭式に依る。

## 二、祝詞

一、祝詞體に依る。<sup>(24)</sup>

これによつて神社界が示したのは、「戦場の祭祀」の確立と軍属祭祀官制度の樹立であつた。そしてこの具体案を  
実動させる為に、神社局・軍当局と至急連絡協議を進める必要があつた。結果、神社局は十月二十五日に「従軍神職  
ノ取扱ニ關スル件」との通牒を地方長官宛に発し、従軍神職は官国幣社以下神社の神職並びに神職資格を有する職員  
である事とされ、従軍を志願するものは地方長官の許可を受け現職のまま従軍出来る事になつた。だが、「但シ宮司  
及従軍ノ為神社奉仕上又ハ神社財政上支障アリト認ムル者ニハ其ノ許可ヲ與ヘサルコト」<sup>(25)</sup>とされた。これを受けて、  
鹿児島県では十二月八日に学務部長名を以つて官国幣社宮司及び支庁長並びに市町村長に宛てて「従軍神職ニ關スル  
件」との先の神社局の通牒と同意の通牒を發している。<sup>(26)</sup>これによつて、従軍神職に対する内務省の方針が正式に決定  
し、又全国に公布されたのである。先の神社界の決定した対策案とは、大きく掛け離れているものであつた。それは、  
神社界の内務・陸軍両省との交渉の挫折を物語つていたのである。陸軍より従軍神職制度が公布された時に神社局が  
何も対応するつもりが無かつた事は先に述べたが、神社界の具体案を最も悲觀的に捉えたのは陸軍であつた。先の大  
槻少佐は、「軍としては従軍神職も従軍僧も同一視している、特に従軍神職□□きをおくといふ様なことはない、戦  
場の祭祀といふものが確立されこれが規則化されることになれば各部隊に従軍神職をおかなければならなくなる、さ  
うなればそれでなくとも複雑化してゐる部隊の内容が一層複雑化する恐れがある、軍としては部隊の内容を複雑化し  
てまで従軍神職を必要としてはゐない、元來従軍神職の制度は従軍僧のみ認められてゐるのに對する神職界の熱望に  
答へて設けたのにすぎないのである。<sup>(27)</sup>」と語り、軍の意向は部隊組織を複雑化させてまで従軍神職を必要とはしてな

いことを表明したのである。この交渉を困難と感じた神社界は、先ずは従軍神職として実績を積む事だと考え、全国神職会は十二月二十三日に地方神職会長宛てに「従軍神職ニ關スル件」を發し、又神社局もこれを受けて同二十六日に各地方長官宛に「従軍神職ニ關スル取扱方法ノ件」との通牒を發して、再度従軍神職志願者の取り纏めを依頼したのである。<sup>28)</sup>

しかし、各地方長官や地方神職会長にはどうしようもなかったのである。何故なら、官国幣社の神職は明治十五年一月二十四内務省達乙第七号・丁第一号によつて葬儀関与が禁じられて以来、遺骨に直接礼拝も出来ない触穢觀に拘束されており、府県社以下の神職は財政的に社掌以外の神職を有し従軍中に俸給を与え続けられる神社はほとんど皆無に近かつたであろう。結果、日本全国で従軍神職の志願者は、岡山県古郡神社社掌の小西伊三雄と千葉県加茂神社社掌の椎名寅吉の二名しかいなかったのである。<sup>29)</sup>これによつて全国神職会と皇典講究所の共同の事業として計画されていた従軍神職訓練所も中止され、必然従軍神職に關する運動は自然消滅するのである。結局、これが「国家の宗祀」の実体であつた。この従軍神職問題も終わつてみると、従軍に際して地方長官の許可を得なければならぬと言ふ事案だけが残つたのである。そしてこれ以後、昭和十五年（一九四〇）十一月九日勅令第七百三十六号によつて神社院が設立され、これまでの神社局にはなかつた「敬神思想ノ普及ニ關スル事項」が管掌に加えられることになる。長年の念願の叶つた神社界は、これまた昭和十二年より高まりを見せていた公葬論議に向つて行き、昭和十五・十六年をピークに従軍神職問題で浮き彫りになつた神職の触穢觀の克服に邁進することになるのである。

### 三、英靈公葬運動の展開

また当該時期、神道人が真摯なる運動を展開したものに英靈公葬運動がある。この英靈公葬運動については、周知

の通り、既に先学により若干紹介されているところである。しかしそれは、昭和九年から十八年までを通しての大枠な概論的なもの<sup>(31)</sup>、又は昭和十六年からの神仏論争を中心とする神道儀礼強制の限界の一例としての論議であつた<sup>(30)</sup>。そこで本節では、本問題を敬神思想普及の実践を真摯に考えた神道人の自発的運動として捉え、更に運動の内実から三期に分け、事実経過をやや詳細に追つてみたいと思う。それは、満州事変の進展に伴う公葬問題と昭和九年の東郷元帥の葬儀委員長に明治神宮司有馬良橘が任命された事を契機とする神官の葬儀関与を禁止した明治十五年内務省達令の廃止運動が単発的に展開された萌芽期、又神祇院の敬神思想普及政策に失望した有志神社人が公然と敬神思想普及活動を開始し、英霊公葬神式統一運動を始める成長期、そしてその神官葬儀不関与廃止運動、英霊公葬神式統一運動が、神社・神道・翼賛会・右傾団体を巻き込み頂点を迎える完結期として見る事が出来るのではないだろうか。

昭和九年六月五日、日比谷公園において東郷平八郎元帥の国葬が挙行された。この東郷元帥の国葬にあたり、五月三十日に葬儀委員長として生前海軍時代より元帥と親交の厚かつた明治神宮司有馬良橘が選ばれ、副委員長に内閣書記官長堀切善次郎、司祭長には海軍大将加藤寛治が仰せ付けられた<sup>(32)</sup>。これが発表された直後の同六月三日に、葦津耕次郎は今泉定助との連名を以つて内閣総理大臣と内務大臣宛に進言書を提出した。それは「東郷元帥の薨去は全国民の痛惜に堪へざる所に有之候。是と同時に大なる慶事と大なる禍事のありし事を喜び、且憂へざるを得ざる處に候。大なる慶事とは葬儀委員長に其人を得たるのみならず、國民朝野の永き迷信を打破するの機會を得たる事に候。大なる禍事とは政府當局が國家の儼然たる國法を無視し國憲を蹂躪したる事に候<sup>(33)</sup>。」と始められ、ここで葦津は先づ有馬の葬儀委員長就任と神職の葬儀不関与の矛盾を指摘し、しかも政府の國法違反としたのは、政府当局の葬儀委員長は葬儀関与に当たらないとする法の適用解釈を封じる為の理論戦略であつたのであろう。そして葦津はその上で自論を展開し、「此際、政府の採るべき途は唯一つと存せられ候。徒に詭辯を弄して自己の過失を糊塗する事なく、速に明治十五年一月二十四日發布の惡法を廢止して、國法違反の罪を解消せしむるを以て最も適法と奉存候<sup>(34)</sup>。」と進言した

のである。これを受けて神社界にあつては、俄にかねてからの懸案であつた神職の葬儀関与を求める声が挙げられる事になる。しかし未だ運動と呼べる活動は、為されていない。そして昭和十二年日華事変が勃発し、戦没軍人の公葬問題が世上に昇るや、全国神職会は昭和十三年九月二十日に特別官衙設置・神宮大麻問題・海外神社創建・府県社以下神饌幣帛料供進問題等と共に、「公葬又は之に類する葬儀は國禮國式に準據して制定すべきもの<sup>(35)</sup>」と公葬儀令制定の陳情を内務大臣末次信正に対して行つてゐる。又、事変が長期化の様相を呈し、戦死者が増加する昭和十四年になると、先に述べた従軍神職が許可されるなど神職に対する社会要請が高まりつつあつた。そこで経国連盟・惟神教団・神道本局・惟神大道宣揚会等の神道関係諸団体は、同六月八日に国民精神総動員委員会委員長荒木貞夫、同中央連盟会長有馬良橘宛に「今事變ニ於ケル戦死者ハ勿論其他ノ公葬ト雖トモ總テ皇國ノ祭式タル神祭ノ式ニ依リテ舉行シ以テ明治御一新ノ皇謨ヲ普ク國民ニ徹底セシメラレンコトヲ請願ス」との「公葬祭に關する請願書」を提出してゐる。<sup>(36)</sup>しかしこれは、前述の国民精神総動員中央連盟の神祇崇敬に關する委員会でさえ取り上げられる事は無かつた。いづれにしても、単発の請願であり、運動と称するまでには發展してゐない。又これ以降神社界においては、従軍神職・忠霊塔問題、さらに神祇院の創設とに意識が注がれ、この英霊公葬問題が叫ばれるのは昭和十六年まで待たなければならなかつたのである。

昭和十六年六月十六日に開催された大政翼賛会第一回中央協力会議総会に於いて、国学院大学教授松永材は「敬神崇祖を一體化する件」との議題を提出し、「現在敬神崇祖といふことが喧しく言はれるにも拘らず、敬神の方と崇祖の方とが分れてしまつて居る。この後にもいろいろ議案が出て居るやうであります。公葬までも佛式で行はれて居る<sup>(37)</sup>。」「この際本當の國民精神に徹し、國體に歸一しようと思へば、敬神崇祖はどうしても一つにすることが必要である。而かも私は決して佛教やキリスト教の教へそのものをここで排撃してゐるのではありません。或はそのことは結果としていろいろの問題が起つて來るかも知れませんが私はこゝでは葬式といふ一つの儀式を日本的にやつて貰ひ



たい。これは儀式である。直ちにこれで以て信仰をどうのかうのといふことは考えて居りませ<sup>(38)</sup>ん。」として制度上の儀式としての敬神崇祖の一体化を主張したのである。又松永に続いて下中弥三郎は、「公祭葬式の國定」との議案を提出し、「靖國神社に合祀される所の戦死者の葬祭が佛式で營まれるといふことは宜しくないと思ひます。私葬祭の場合は兎も角、少くとも公儀の葬祭は神式によらねばならぬと思ひます<sup>(39)</sup>」と提案理由を述べ、建設案として公葬祭令の制定と明治十五年一月二十四日内務省達乙第七号丁第一号の廃止を提案した。これに対して、東京帝国大学教授又仏教者でもある長井眞琴は、「國民の宗教的信念の尊重」を提案し日本仏教の文化貢獻を説き、大陸の宗教政策は仏教政策しかないとして廃仏毀釈の妄動が障害になつてゐるとした。又長井は「死んだならばお葬式は佛式でやる。先祖代々の信仰だから先祖代々の遺志を重んじ、信仰を重んじて佛教でやる人も澤山あります。私の恩師故芳賀矢一先生は、國學院大學の學長をお勤めになつてをられたけれども、亡くなられた時には東本願寺の坊さんが来てお葬式を致したのであります。善いか悪いかは皆様の御判断に任せます<sup>(40)</sup>。」との言い回しをした。この長井の発言に対し、二日後に開かれた中央協力会議第一委員会において、松永が反論するのである。第一委員会は、吉田茂を委員長として國民精神昂揚・敬神崇祖祭祀及び宗教・翼賛運動の強化徹底・興亜國民運動の展開等が審議された。そこで議論が敬神崇祖の問題に及ぶと、松永・長井は互いに一度づつの発言で互いを攻撃したが、すぐさま池田弘委員の「私共は少くとも幼稚園の子供でも小學校の生徒でもないのです。お互に神道、佛敎の討論を聴いて居るのではないのでありますから、お互に討論はお止めになつた方がいいと思ひます<sup>(41)</sup>。」との抑止によつて論争は終えられ、結果、委員長の裁量に委ねられ、英靈公葬問題は、一応神式と云う事で意見の一致を見ることになつた。しかしこれは、「神仏抗争」として報じられ多大な反響を呼ぶ事となり、仏教者からの批判はもとより神道人からも廃仏毀釈を連想せしめた松永の言説に対し「徒に佛敎家の感情を害して反感を抱かしめ、反つて正當な議論主張まで黙殺され來つた事は、神道それ自體のため甚だ遺憾な次第である<sup>(42)</sup>。」との批判が寄せられる事になつた。その為、神社界においては以後昭和十七

年九月迄公葬問題に関し懇談会を開き慎重審議を重ねる事になるのである。

そして昭和十七年九月二十七日に開催された大政翼賛会第三回中央協力会議思想戦強化に関する委員会において、下中弥三郎は「慰靈祭の行ひ方について」と題して発言し、第一回協力会議での英霊公葬神式の決定が実施されていないことに対して、再度その実施を要請した。これに対し、政府当局の方針説明として飯沼一省神祇院副総裁が答弁している。そこで飯沼は「下中さんからお話がありました國禮國式の問題、神祇院として關係のあります問題は神職が葬儀に關與し得るかどうかといふ問題でございます。お話の通り今日の制度では府縣社以外〔ママ 下〕の神職だけが關與出来ることになつて居ります。それ以上の神社の神職は關係出来ぬことになつて居ります。この問題につきましては、いろいろ神祇奉仕の道と致しまして、私共の方で只今研究中でございます。どうぞ左様御諒承を願ひたいと存じます。」<sup>(43)</sup>とし、神祇院として英霊公葬問題に關して初めて公式見解を示した。神祇院内にあつては、これ以前の昭和十六年十二月、既に「皇軍戦歿将士ノ公葬執行方ニ關スル件」依命通牒案が作成される等調査研究が進んでいたが、<sup>(44)</sup>ここで神祇院に關係するのは神職の葬儀不關与のみであつて、而も目下研究中所としたのは、本問題に対する神祇院の慎重姿勢が窺われる。その為これより出される英霊公葬に關する建白書は神祇院に提出されることは無く、神職葬儀不關与の建言が一件為されただけであつた。

いずれにしても、これより神道界は關係諸団体を含め、本格的な運動に入ることになる。この口火を切つたのが、祭政一致翼賛協会であつた。祭政一致翼賛協会は、公爵一條実孝を総裁に戴き、佐々木行忠・水野鍊太郎・今泉定助・高山昇・吉田茂・吉田光長・高階研一・三宮千春等を理事として、神道生活の實踐運動を展開すべく昭和十五年五月八日に結成され皇典講究所内に設置されたものである。<sup>(45)</sup>祭政一致翼賛協会は、昭和十七年十一月十一日一條総裁名を以つて「英霊公葬に關する建白書」を内閣総理大臣・陸軍大臣・海軍大臣・内務大臣・文部大臣・警視總監・憲兵隊司令官・東京府知事・東京市長・大政翼賛会総裁・興亜同盟総裁・大日本婦人会会長に宛て郵送を以つて提出

した。<sup>(46)</sup>更に翌十二月十七日には、皇典講究所、大日本神祇会より靖国祭祀の本義に鑑み、公葬式制定の緊要性が強調された「公葬式施行ニ關スル建白書」が安藤紀三郎大政翼賛会副総裁に手交され、大政翼賛会の活動が望まれたのである。<sup>(47)</sup>今回はこの動向を待つのではなく、すぐさま翌十八年一月十四日に祭政一致翼賛協会主催の英霊公葬問題懇談会が開催され、「英霊公葬ノ趣旨ヲ貴衆両院ニ請願スルコト」等四項目が決議され、<sup>(48)</sup>又二月三日には皇典講究所及び祭政一致翼賛協会が作成した「皇軍戦没将士公葬要旨」(公葬式・陣中公葬式・葬場祭祭詞・公葬式前後ノ諸儀ニ関スル次第等の各案を含む)が、葦津正之より説明された。その要旨は「茲を以て陸海軍部隊及び公共團體並にこれに準ず可き團體に於て、その主催の下に、公の行事として執行せらるる戦歿勇士の葬儀は宗教的儀式を超越し長くも上皇室の行はせ給ふ大御手振りに習ひ奉り國體に依り純正なる國體の本義に立脚する公葬式を以て奉仕すべきものと思量す。<sup>(49)</sup>」とされた。そして愈々同十五日には、祭政一致翼賛協会より「戦歿将士ノ公葬ハ明治天皇ノ復古シ給ヒシ皇國ノ祀典ニ則リテ執行セラルベキハ承諾必謹ノ第一義タルト共ニ又殊ニ國民精神作興上ノ必須時タリ、此故ニ爾今公葬ハ凡テ國ノ祀典ニ依ルト共ニ普ク國民ニ祭祀ノ本義ヲ徹底セシメラレンコトヲ右謹テ請願ス」との「忠靈公葬ニ關スル請願」<sup>(50)</sup>を貴族院では吉田茂、衆議院では八角三郎に手交請願したのである。

この様な神道界の本格的な活動に対して、大日本仏教会は当然反対運動を展開する事になる。同三月一日に開会中の第八十一回帝国議會に請願すべく「公葬方式制定問題ニ就テ」との文書を、衆議院議員安藤正純、高見之通の紹介によつて請願委員長平川松太郎並びに同委員四十四名宛てに郵送し、又同会前会長木辺孝慈等が代表して内務、陸海軍、文部、厚生各大臣を訪問し「公葬問題ニ關スル陳情書」を提出し、英霊公葬神式統一運動を阻止する措置を短期間で有益に展開したと言える。<sup>(51)</sup>ここでの二つの文書の論点は、「戦歿将兵ノ公葬ヲ無宗教ノ方式ニ一定シ実施セシメントスルガ如キハ憲法ノ趣旨ニ違反スルノミナラズ、」との帝国憲法第二十八条の信教自由に反するということと、「神官ハ葬儀ニ關係スベカラザルモノトナレリ。」との神職葬儀不関与の原則であつた。<sup>(52)</sup>この論理は、請願委員に受け

入れられている。それは、第八十一回帝國議會の請願委員会での審議経過を見れば明らかである。

昭和十八年三月三日に開催された第八十一回帝國議會貴衆両院の請願委員会で英靈公葬問題は取り上げられることになる。貴族院請願委員会においては、内閣所管問題として取り扱われ、嗟嘆実勝が請願趣旨を説明し政府の所見を求めると、政府委員として佐藤基が答弁し、陸海軍及び軍事保護院と相談の結果「現在一般二國民ノ葬儀ハ神式、佛式其ノ他ノ方式ニ依ツテ行ハレテ居ル實情ニ鑑ミマシテ、戦歿者ノ中ニハ佛教其ノ他ノ信者ガ多數アリマスルノデ、其ノ葬儀モソレゾレノ信仰ニ基イタ方式ニ依リ執行スルコトガ、戦歿者自身ノ意志ニモ副ヒ、且其ノ遺族モソレヲ希望シテ居ルモノト存ジマス、従ツテ其ノ公葬ニ付マシテモ、英靈ヤ遺族ノ氣持ヲ十分尊重致シマスルト、畫一的ニ神式ニ依ツテ執行スルコトニ統一スルト云フコトハ如何カト、サウ云フ風ニ存ジテ居ル譯デアリマス<sup>(53)</sup>」とした。更に説明員であつた山田成利陸軍中佐と扇一登海軍中佐に対し意見が求められたが、同じく忠靈並びに遺族の意志又は希望に依る事が確認されている。又同日の衆議院請願委員会においては、陸軍所管問題として取り扱われ赤尾敏が紹介議員として趣旨説明するも、そこで「英靈ヲ反國體的ナ宗教ノ儀式ニ依ツテ慰靈スルノハ適當デナイト信ズルノデアリマス」とか「此ノ忠靈公葬ニ關スル請願ハ、サウ云フ意味デ國體明徴國教確立、宗教維新ノ私ハ導火線ニナル重大ナル一ツノ請願デアルト思ヒマスカラ、」等彼自身の意見を開陳した為に、答弁した山田成利説明委員により「ソレデ現在ノ所ハ宗教ト云フモノガアリマシテ、ソレゾレ信仰ヲ異ニシ、葬儀ニ際シマシテ町村或ハ軍隊ニ於キマシテモ、ソレゾレ忠靈ナリ或ハ遺族ノ御意志ヲ尊重致シマシテ、或ハ佛式ニ、神式ニ、其ノ他ノ方法デ以テヤツテ居リマス、之ヲ直チニ今言ハレマシタ如ク神式ニ依ツテ畫一的ニヤルト云フコトハ、目下ノ所考ヘテ居リマセヌシ、又近キ將來ニ於テモ之ヲヤラウト云フ意思ハ持ツテ居リマセヌ、<sup>(54)</sup>」と一蹴されてしまふのである。結局、両院の請願委員会において、神道人が求めた信仰の問題ではなく飽くまでも公の儀式・制度としての観点から論議される間も無く審議は終了し、終に採択される事は無かつたのである。

これを受け、皇典講究所と大日本神祇会は同月十日に先の「公葬式施行ニ關スル建白書」を内閣総理大臣、内務・文部・陸軍・海軍の各大臣、貴衆両院議長に提出し再度の働きかけを成した。だが、奇しくも昨年十一月五日より大政翼賛会調査会第一委員会に「公葬の方式制定並に實施の件」を提出し奮闘していた長谷外余男・熱田神宮宮司の努力の甲斐なく、同十三日に報告された「国民精神昂揚に關する第一次調査報告書」にも公葬式制定は盛り込まれなかったのである。<sup>(55)</sup>これを機に、英靈公葬運動は終息に向う。しかし、明らめた訳では無く先ず初心に返り、神職葬儀不関与撤廃に意識が向くのである。そこで、皇国同志会<sup>(56)</sup>は同月三十日に白鳥敏夫名を以つて、「神職ノ公葬ニ携ハルニ當リ常ニ考ヘラル、問題ハ、明治十五年發令ノ内務省達ナラン。該達ハ公葬ノ如キ重大事ヲ豫想セズシテ發セラレシモノニシテ、神職ノ葬儀關與ヲ禁ジ、タダ民社ニ限り當分コレヲ許ストアルモ、本來臨時的處置トシテ發令サレシ輕微ナル一訓令ニスギズ、而シテカ、ル達ノ思想的根據ハ蓋シ死穢ノ觀念アルベシ。然ルニ爾來日清日露ノ從(ママ役)ヲ通ジテ國民ノ愛國熱大ニ進ミ、特ニ今次ノ大戦勃發ヲ契機トシテ國体思想又著シク高昇シ、神社崇敬ノ念殆ド頂ニ達シタリト謂フモ大過ナキ程度ナルコト誠ニ我等ノ日常目撃スル事實ナリ。コレヲ昔時ノ觀ニ比スレバ全ク日ヲ同ジクシテ論ズベキモノニアラズ、即チ時勢ノ推移進展斯ノ如クシテ曩ノ達ヲ以テ今日ノ人心ヲ律スルコトノ不可ナルヤ言フ俟タザル所ナリ。」との「建白書」を神祇院に提出し、神職の葬儀関与を強く求めたのである。神祇院では、この建白書を受け調査研究するも、同年五月三日の段階でのこれに當つた調査官の意見は「惟フニ官國幣社神職ニモ葬儀ニ關與セシムルノ途ヲ開クベキカ否カハ神社ノ祭祀並神職々務ノ性質ニモ關聯スル重要ノ問題ナルヲ以テ尚慎重ヲ要スルモノト認ム<sup>(58)</sup>」と言ふものであつた。

そして、昭和九年葦津耕次郎の進言書により起つた英靈公葬運動は、その息子である葦津珍彦の内務大臣神祇院総裁宛の進言書を最後に終焉を迎えることになる。昭和十八年六月二十六日、本問題に対しこれまで静観していた葦牙寮<sup>(59)</sup>代表の葦津珍彦は、状況の不利を悟つたのか内務大臣神祇院総裁安藤紀三郎に「公葬問題に關する葦牙寮の進言

書」を提出する。そこで葦津は、先づ本問題に対する神祇院の対応を痛烈に批判し、「かくの如き時流追従の態度を以てしては、到底神祇院當局は國民の思想を卒先指導して「敬神思想の普及徹底」を圖ることなど思ひも及ばざること明々白々であります。」と諫言している。その上で「本件の解決は緊急を要します、一部職業的佛僧の妄説など何等の顧る餘地なき所であります。彼等が「戦時中國内に論争を生ずべからず」などと稱する世迷ひごとに至りては全くの論外であります、けだし問題そのもの、解決を求めずして徒に論議を打ち切らむとしてもそれは到底不可能であります、解決の道は明々白々であります公葬に於ける神式（國式國禮）の確立、私葬に於ける各信教自由の尊重といふ以外に解決の道はありませぬ。本問題に關する限り論議は既に盡くされて居ります、本件に關して最後に残されたる所は、ただ閣下の決斷のみであります。こゝに私共は、本件に關する閣下の御英斷を要望する次第であります。」と真摯に進言し、一か八かの賭けにでたのである。しかし、それは最早今時に至つては詮無きことであつた。この葦津の進言の約一月後に逋信省海務院が制定した「殉職船員公葬執行要領」には、「公葬ハ各海務局毎ニ原則トシテ年四回佛式ニ依リ執行スルモノトス」と明記される事になるのである。<sup>(61)</sup>

#### 四、国民鍊成期の神道界

昭和十六年に入ると、これまでの教学刷新と言うキーワードから長期化の様相を呈した戦役に耐えられる精神を培う為に、精神教化と言うものは次第に「鍊成」<sup>(62)</sup>とのキーワードに集約されて行く。同年三月四日には勅令第一四八号「国民学校令」が公布され、その第一条には「皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」とあり、鍊成がその目的の一つになったのである。又同年七月には、教学局より『臣民の道』<sup>(63)</sup>が編纂され、総力戦体制下における国民生活の道德的実践が提唱された。これは、昭和十二年に思想局によつて編纂された『国体

の本義」とは基本的性格を異にし、理論書ではなく実践書であった。であるから、『臣民の道』においては、神・神道・神社との用語は確認できず、質素儉約・錬成が叫ばれたのである。昭和十七年一月二十三日勅令二十八号「國民錬成所官制」によって國民錬成所が設立された。これは「文部大臣ノ管理ニ屬シ國體ノ本義ニ基キ實踐躬行以テ先達タルベキ國民ヲシテ其ノ錬成ヲ爲サシムル所トス」<sup>(64)</sup>とされ、その対象は主に教育者が対象とされた。この後、同年十一月一日勅令第七四八号「行政簡素化實施ノ爲ニスル文部省官制改正」によって教学局は、外局から文部省内局へと格下げされ國民錬成所もその管掌とされたのである。更に戦局の悪化に伴い行政整理が為され、文部省にあつても昭和十八年十一月一日勅令八一二号「行政機構整備實施ノ爲ニスル文部省官制中改正」によって、教化局と宗教局は廃止され、その事務は教学局に組み込まれ、又同日勅令第八一四号によって國民精神文化研究所と國民錬成所が合併する形で設置された教学錬成所を管掌する事になった。教学錬成所は、「國體ノ本義ニ基キ教學ニ關スル研究ヲ掌リ教職員其ノ他先達タルベキ國民ヲシテ其ノ錬成ヲ爲サシムル所トス」<sup>(65)</sup>とされて居たが、この合併は既に先学によって指摘されているように、これまで学問的教學を研究してきた國民精神文化研究所の解体を意味した。事実、國民精神文化研究所所員であり當時教學錬成所錬成官であつた志田延義が、「私どもは勅令第八一四号教學錬成所官制附則によつて右のやうに身分が變はつたのであるが、その名のごとく実體も變質し、研究所の歴史は一先づ終了することとなつた」<sup>(67)</sup>。また「精研時代事業部長であつた紀平博士は、この錬成に「みそぎ」を取り入れたりして研究態度が二の次になることに反對されたが、その意見が却けられたのも時の勢ひであつたらう。」<sup>(68)</sup>と回顧する様に、時は最早教學を求めなかつたのである。

そしてここに至つて、これまで何の接点も確認できなかった文部省の思想対策機關と神道界は、大政翼賛會をその場として初めて同一席上につくことになる。同十六年四月二十八日に吉田茂・今泉定助・宮地直一・秋岡保治・飯沼一省神祇院副總裁・藤野恵教学局長官等が参加して開催された國民訓練協議會において、大政翼賛會の中央・地方指

導者を養成する中央訓練所の行的訓練として、「禊」が採用される事になった。<sup>(69)</sup>しかしそれを実現するには、禊行指導者の養成とそれまで各宗各派で行われて来た禊行を統一する必要があった。その為早速六月六日より十七日までの十二日間開かれた第一回特別指導者養成講習会では、鶴沼において禊行の大家であった行弘紀を道彦として禊指導がなされている。<sup>(70)</sup>更に翼賛会の改組によって中央訓練所は、思想部・施設部・錬成部を持つ錬成局<sup>(71)</sup>となり、これに当たった。そこで後述する祭政一致翼賛協会は、昭和十七年八月二十九日総裁一条実孝公の名を以って内閣総理大臣・内務大臣・文部大臣・大政翼賛会総裁等に「禊、祓、鎮魂行事を普及徹底せられ度き儀に付進言」との進言書を提出した。それは「皇國體の本義に基き、皇國固有の禊、祓、鎮魂行事の理念を闡明し其根本精神を統一し給ひし御聖範に神習ひ奉るを以て皇民錬成教化の根本精神となし是を普及徹底せられんことを進言す。」<sup>(72)</sup>と云うものであった。これを受けて翼賛会錬成局で慎重審議・検討の結果、昭和十八年一月十三日に開催された神祇院・皇典講究所・大日本神祇会との国民錬成神拝行事に関する懇談会を経て、「国民錬成神拝行事草案」<sup>(73)</sup>を決定・発表している。しかしこれは、本文凡例にも有る様に飽くまでも国民錬成用であり、これを以って禊祓行の様式を統一したものではない。そしてこの神拝行事草案の制定を受け、すぐさま同二月二十二日から二十六日までの五日間にわたり、大政翼賛会・皇典講究所・大日本神祇会主催、神祇院協賛のもと国民錬成神拝行事指導者中央錬成会が開催されている。そしてこれ以降、指導者養成の為の錬成会が繰返され、同十九年に入ると関東地区を皮切りに地方指導者養成が始まる事になる。しかしそれは、当初の大政翼賛会地方指導者の錬成指導者養成とのものから、その内実、参加者の大半が府県社以下神職であった為に、国民錬成神拝行事指導者錬成会は神職講習会の禊版でしかなかったのである。

いずれにしても、この国民錬成期に文部省の思想対策機関である教学局と神道界は初めて同一席上に付き、「錬成」とのキーワードで繋がる事になる。しかし、禊を中心とする神拝行事は、大政翼賛会に在ってはその指導的立場のもの、又教育の場にあっても指導的教職員の錬成に採用されたのであって、この総力戦下にあっても学校教育での



鍊成に神拝行事が採用される事は無かつたのである。

また当該時期、神社界において注意が注がれたのが、敬神思想の普及である。明治中期より五十年の懸案であった神祇に関する特別官衙設置が、遂に昭和十五年十一月八日勅令第七百三十六号「神祇院官制」によって現実のものになった。これによって神祇行政の体制は、格段に進歩することになるのである。そしてここで始めて、その管掌に「敬神思想ノ普及ニ關スル事項」が加えられるのである。神祇院は、すぐさま翌十二月に各地方庁に宛「大祓ノ意義徹底方」との通牒を發し、全国神職会でもこれを受け、各神職会に「神社大祓式並民間大祓式ノ普及指導方」の通牒を出している。又同月神祇院総裁による「大祓ニツキテ」とのラジオ全国放送が為され、俄に敬神思想普及に対する神祇院の姿勢が示されたかに見えた。しかし、これまでの神祇行政において敬神思想普及の経験の無い神祇院は、この後が続かなかつた。先の大祓式にしても、先に述べた国民精神総動員の民間大祓式の敷衍に過ぎないのである。神祇院が眞の敬神思想普及を行う為には、少なからぬ研究の時間を要したであろうし、又戦時下により敬神思想の氣運が高まりつつあり総合国策の観点からの方が、その効果が期待できたのは事実である。自然、有志神道人は自発的行動を取るようになり、以降敬神思想普及論議の場は、結局失敗に終わる事になった国民精神総動員中央連盟の敬神思想宣揚運動の流れを引き継いだ、大政翼賛会による精神運動実施の為の調査委員会・調査会・中央協力会議へと移る事になるのである。

昭和十五年十月十二日に発足した大政翼賛会は、解散まで頻繁に機構改革、人事異動、規約改正を行っている。その中でも大規模な機構改革をなした改組が、三回実施されている。昭和十六年四月の第一回改組によって、同五月に設置された大政翼賛会調査委員会が敬神思想普及を訴えたのが秋岡正治である。第一委員会第一小委員会で秋岡は、「國體觀念昂揚ノ中樞機關トシテ現行神祇院ノ機構ヲ強化擴大シ神祇ニ關スル特別官衙（假稱神祇省）設置ノ件」「明御神信仰ノ徹底ヲ期スルコト」「敬神崇祖ノ美風ヲ振作昂揚シ家庭祭祀ノ徹底齋行」「承詔必謹」「師範學校ニ神祇科

ヲ加へ國民教育ニ神祇崇敬ノ意義ヲ浸透セシムルコト」「帝國大學ニ神祇科ヲ特設スルコト」「大學ノ必須科目中ニ神祇ニ關スル科目ヲ特設スルコト」「日本精神昂揚ニ資スルタメ先覺、勤王烈士ノモノサレタル詩歌ヲ國民ニ吟詠セシムルコト」を審議調査項目案として提案している。<sup>(74)</sup>しかし秋岡の属した第一小委員会は、國民精神昂揚の理念を調査報告する事になつた為、これ等の具体的案は立ち消えになり審議さえされなかつた。具体的政策を審議したのは、第一委員会第二小委員会であつた。そして昭和十六年十一月十四日に、「國民精神昂揚の根本義」と「現下國民の士氣昂揚に關する件」が第一調査委員会から報告された。その「現下國民の士氣昂揚に關する件」には、その具体案の一として「神宮大麻奉斎の実施」が盛り込まれている。これは第一委員会第六回總會に於いて、秋岡の「第二小委員長サンニ伺ヒマス。第一ノ方デハ御案内ノ通り敬神崇祖ト云フコトヲ相當強力ニ取上ゲテアリマスガ、實踐面ノ方ニ於テ神宮大麻ノ奉斎ト云フヤウナコトニ付テノ御意見ハ出ナカッタノデアリマスカ。」との質問に端を發して、佐藤清勝・大倉邦彦・南郷次郎らの賛同を得て、報告案に盛り込まれたのである。又昭和十七年九月二十四日より二十九日まで行われた第三回中央協力會議第一思想戦強化に關する委員会において、これまた委員として参加していた秋岡正治は、「神祇崇敬とその實踐」と題し神祇教育の振興を求めたのである。そしてこれに出席していた飯沼神祇院副總裁が、「それから秋岡さんから神祇教育の問題についてお話がありました。吾々全く御同感であります。ただ数年前に較べて見ますとこの方面の研究が非常に進んで参りました。國民學校初め中等學校等に於きましても、相當この神祇教育といふものが進んで参つたことを見聞致します。併しながら今日の狀態を以て決して十分とは申し得ないことは只今お話の通りであります。文部省等とよく御相談を致しまして、専門學校大學に於きましても、神祇教育の徹底を致しますやうに努力を致して参りたいと考へて致します。」との答弁を得ている。<sup>(75)</sup>

更に熱田神宮宮司長谷外余男は、大政翼賛會第二回改組によつて昭和十七年七月に設置された調査會第一委員会委員に任命されている。調査會第一委員会は、「國民精神ノ昂揚ニ關スル事項」を審議する為に吉田茂を委員長として、

二荒芳徳・山川健・稲葉圭亮・宮地直一・大倉邦彦・梅原真隆・井上宇磨・紀平正美等が委員とされた。そこで長谷は、「公葬式の制定」「国民服喪令制定の件」を提案し、結果昭和十八年三月十三日に翼賛会本部に報告された「国民精神昂揚に関する第一次調査報告書」には、「国民服喪令制定の件」が盛り込まれたものの、実施に移される事はなかつた。<sup>(77)</sup>

そして昭和十八年五月には、大政翼賛会錬成局内に神社中心翼賛運動研究委員会が設置される事になるのである。これは、これまでの神道人の真摯なる提言活動が功を奏したと見ることも出来るが、一方では大政翼賛会の政策審議の中心から外され、錬成局内の研究委員会に限定されたと見る事も出来る。いずれにしても神社関係問題は、大政翼賛会の実践運動として展開するには、未だ多くの問題点を残していたのである。

神社中心翼賛運動研究委員会は、先づ運動全般の審議に関する「総合研究委員会」を設け、以下部門別に「敬神思想昂揚研究委員会」「氏子制度研究委員会」「家庭祭祀研究委員会」の小委員会に分けられる事になった。それぞれの構成を見てみると、総合研究委員会は吉田茂を委員長とし、委員には古川左京・西村爲之助・中島清二・阪本広太郎・武若時一郎・近藤寿治・秋岡保治・藤卷正之・千家尊宣・河野省三等二十四名があたり、敬神思想昂揚研究委員会は、大倉邦彦を委員長として、委員には前田勝也・三井孝助・本島寛・田村克喜・葦津正之・河野省三・肥後和男等十六名があたり、氏子制度研究委員会は、秋岡保治を委員長とし、高田正巳・梅田義彦・吉田光長・高原正作・萩原敏夫・柳田國男等十六名があたり、家庭祭祀研究委員会は、宮地直一を委員長として、委員には西村爲之助・飯田秀眞・富岡盛彦・長谷外余男・中島正国等十五名がこれに充てられた。<sup>78)</sup>そして同年六月二十二日に第一回研究会が開かれ、漸次審議がなされていくことになる。しかし、具体的政策として実施されるまでに、やはり時間を要したのはこれまでの通りである。

その充分な審議の時間を取る間も無く、それ以降、戦争の激化に伴い神道に求められたのは、やはり本義である祭祀

であった。昭和十九年八月二十八日内務省訓令第二十七号「今や戦局洵ニ重大ナリ神明奉仕ノ職ニ在ル者愈々職務ニ精勵シ悃誠ヲ盡シテ寇敵ノ撃滅ヲ祈願スベシ」<sup>(79)</sup>が發せられ、内務大臣大達茂雄より神職は宿敵撃滅を「唯祈れ」と命じられ、又同時に飯沼神祇院副総裁より各地方長官宛てに「必勝祈願勤行ニ關スル件」の依命通牒が發せられ周知徹底が図られたのである。これによつて、神道人は全ての活動を停止して、「唯祈る」ことになるのである。しかし、その祈願の甲斐も無く一年後には、終戦を迎える事になるのである。

## 結びに代えて

結局、戦時下自國を想い真摯に活動した神道人の敬神思想普及運動特に従軍神職・英靈公葬運動は挫折に終わる。従軍神職・英靈公葬運動は、神職葬儀不関与撤廃と表裏一体であり、公葬運動を展開する前に、やはり神道界は神職葬儀不関与撤廃を成し遂げるべきであつた。神職葬儀不関与が仏教者による反対運動の法的根拠となり、又先の中央協力会議で下中が英靈公葬と神職葬儀不関与撤廃をセットで提案したのは、遺族の信仰意志に委ねられた戦没者葬儀で神式が少ない理由として、權威有る神職が参加できないことに有るとしたからである。当初、これらは同時に進められたが、松永の神仏抗争以来英靈公葬運動一本に絞られ、町村長等が公葬を執行すると言う事になった。しかしこの動きの背景には、やはり神祇院が神職葬儀不関与撤廃に対して、慎重審議の意思があつたことがある。神祇院の前身である神社局は、これまで宗教法審議の過程において、宗教制度調査会の席上度々問題にされて来た神社問題に対し、神社非宗教の原則で問題回避してきた歴史がある。ここに至り神職の葬儀不関与を撤廃する事は、神社の宗教性を確定する事になり、引いては「国家の宗祀」としての神社行政の根本をも揺るがしかねない問題に発展する危険性があつたのである。近代法治国家の神祇行政官僚と有名無実の敬神思想を有実にせんとした神道人には、根本問題で

どうしようもないジレンマがあったのである。

しかし、古今未曾有の国難に際し、昭和十七年より山田孝雄『神道思想史』・河野省三『神道と国民生活』・太田亮『氏神の信仰』等の学問的な敬神思想普及資料を作成し、これを再版し神祇叢書として刊行した神祇院のそれよりも、神道人により真摯なる一大運動が展開された事は、敬神思想普及上有意義であつた事は言うまでも無いであろう。

### 註

- (1) 内閣情報部「國民精神實施概要」(長浜功編『國民精神総動員運動 民衆教化動員史料集成Ⅰ』明石書店 平成元年六月一三三頁)。
- (2) 國民精神総動員中央連盟「國民精神総動員運動」(長浜功編『國民精神総動員運動 民衆教化動員史料集成Ⅱ』明石書店 平成元年六月一三三頁)。
- (3) 有馬良橋については、佐藤英祐編『有馬良橋傳』有馬良橋伝編纂会 昭和四十九年四月 参照。
- (4) 同前 一四〇頁。
- (5) 同前 一七一頁。
- (6) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第一卷 大日本雄弁会講談社 昭和三十一年 二四三頁。
- (7) 前掲「國民精神総動員運動」 一四六頁。
- (8) 『皇國時報』七三三号 昭和十四年十月二十一日。
- (9) 前掲「國民精神総動員運動」 一四八―一四九頁。
- (10) 田邊恒之『氏子制度の復興と之に伴ふ日常生活の調整』昭和十五年六月 四五頁。
- (11) 前掲「國民精神総動員運動」 一四九―一五〇頁。
- (12) 同前 一九三頁。
- (13) 護國神社制度整備の過程は、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店 平成六年 参照。

- (14) この間の経緯は、中濃教篤『天皇制国家と植民地伝道』国書刊行会 昭和五十一年十月参照。
- (15) 内閣官報局編『明治年間法令全書』第三十七卷15 三四頁。
- (16) 『皇國時報』七一七号 昭和十四年八月二十一日。
- (17) 同前 七一八号 昭和十四年九月一日。
- (18) 『中外日報』一九九八号 昭和十四年八月十七日。
- (19) 同前 二〇〇三号 昭和十四年八月二十三日。
- (20) 同前 二〇〇九号 昭和十四年八月三十日。
- (21) 『皇國時報』七二〇号 昭和十四年九月二十一日。
- (22) 同前 七二二号 昭和十四年十月一日。
- (23) 同前。
- (24) 同前。
- (25) 同前 七二四号 昭和十四年十一月一日。
- (26) 『惟神』一〇二号 昭和十四年十二月十日。
- (27) 『中外日報』二〇二九号 昭和十四年九月二十二日。
- (28) 小笠原省三述編『海外神社史』海外神社史編纂会 昭和二十八年十月 一六〇―二六一頁。
- (29) 同前 一六一―一六二頁。
- (30) 『英靈公葬運動』(神社新報政教研究室編『増補改訂近代神社神道史』神社新報社 平成七年七月 所収)。
- (31) 昭和十六年の神仏抗争を取り上げたものとしては、中濃教篤「総説」(中濃教篤編『講座近代日本と仏教』戦時下の仏教』国書刊行会 昭和五十二年一月 所収)、赤澤史朗「神祇院の成立」(赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』昭和六十年一月 所収)がある。
- (32) 佐藤英祐編『有馬良橘傳』有馬良橘伝編纂会 昭和四十九年四月 一三五頁。
- (33) 葦牙會編『あし牙』葦牙會 昭和十四年 三〇八頁。

- (34) 同前 三〇九頁。
- (35) 『中外日報』一一七二九号 昭和十三年九月二十二日。
- (36) 『皇國時報』七二一号 昭和十四年六月二十一日。
- (37) 『第一回中央協力會議會議録』(須崎慎一編集解題『大政翼賛運動資料集成』第二集第二卷 柏書房 平成元年九月 所収) 二〇頁。
- (38) 同前 二二二頁。
- (39) 同前。
- (40) 同前 二六頁。
- (41) 同前 二〇九頁。
- (42) 神山尊愛「神佛論争の態度を反省し建設的態度を要望す」(『皇國時報』七八七号 昭和十六年八月一日)。
- (43) 「國民總常會誌」(前掲『大政翼賛運動資料集成』第二集第四卷 所収) 二五七頁。
- (44) 前掲『増補改訂近代神社神道史』一八四頁。
- (45) この記事は、『皇國時報』七四三三号 昭和十五年五月十一日に記載されている。更に祭政一致協会は、これ以降この英靈公葬運動の他に國民祭祀令制定や神宮大麻頒布運動を展開し、当該時期精力的に活動した団体の一つである。
- (46) 祭政一致協会編『忠靈公葬問題論叢』昭和十七年十月(『米軍没収資料』Orient Japan 38・R11、早稲田大学図書館所蔵 MF 一八、R 一六五所収) 五十六頁。
- (47) 『皇國時報』八四六号 昭和十八年三月二十一日。
- (48) 『英靈公葬問題』内務省警保局保安課 昭和十八年四月(前掲『米軍没収資料』所収) これは既に由井正臣編『資料 日本現代史 6 国家主義運動』大月書店 昭和五十六年七月に紹介されている。尚、この他に「官庁並各宗派管長等ヲ訪問本旨ノ徹底ヲ計ルコト」(『全国枢要地区ニ於テ之ガ講演会ヲ開催スルコト』等が協議決定されている)。
- (49) 前掲『忠靈問題論叢』一八頁。
- (50) 同前 一頁。

- (51) 前掲『資料 日本現代史6』一九七頁。
- (52) 同前 一九七一—一九九頁。
- (53) 「請願委員會第四分科會議事速記録第二號」昭和十八年三月三日（帝國議會貴族院議事速記録）臨川書店版 R 20 第二部第五類）四頁。
- (54) 「請願委員會議録」第七回 昭和十八年三月三日（帝國議會衆議院會議録）臨川書店版 R 40 第三類第一號）一七八頁。
- (55) これは由井正臣他編『資料 日本現代史12 大政翼賛會』大月書店 昭和五十九年十二月 三五六一—五四四頁に紹介されている。ここには長谷提出の「公葬式制定」は盛り込まれなかったが、同じく長谷提出の「国民服喪令制定ニ関スル件」は盛り込まれ長谷の尽力が一応の成果を出したと言える。
- (56) 皇国同志会は、昭和十七年八月二十九日にそれまでの皇国運動連盟を陣容刷新する形で、高山昇を理事長、松永材・加藤一夫・小島茂雄・小林順一郎・三宮千春・下中弥三郎・長澤九一郎・埴瑞比古・藤岡好春・藤巻正之・吉田光長等を理事として結成された。（『皇國時報』八二七号 昭和十七年九月十一日）。
- (57) 白鳥敏夫神祇院總裁宛「建白書」昭和十八年三月三十日（前掲『米軍没収資料』所収）。
- (58) 神祇院調査官意見「明治十五年内務省達（神職葬儀不関与ノ件）撤廃ニ関スル建白ノ件」昭和十八年五月三日（前掲『米軍没収資料』所収）。
- (59) 葦牙寮は、昭和十六年十一月三十日に福岡県の神職子弟を中心として神道人にならんとするものを原則十名限度として集め、信仰の行的修練と思想研究の場として設立された。尚葦牙寮は、頭山満・今泉定助・高山昇・吉田茂を顧問、大神實文・行弘胤・緒方稜威雄・伊東壽・幡掛正木・阿曇磯美・淨見秋夫・富岡盛彦・寺尾猛を賛助員、葦津正之・田村克喜・葦津珍彦（代表）・幡掛正浩（寮長）を世話人とした。（『葦牙寮設立趣意書』葦牙寮 昭和十六年十一月三十日）。
- (60) 葦津珍彦内務大臣神祇院總裁宛「公葬問題に関する葦牙寮の進言書」六月二十六日（前掲『米軍没収資料』所収）。
- (61) 『皇國時報』八五七号 昭和十八年七月十一日。
- (62) 寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践—』東京大学出版会 昭和六十二年



二月は、この「鍊成」に着目して体系的に戦時下教育の実態を考察している。

(63) 『臣民の道』の編纂過程については、久保義三『昭和教育史 上』三二書房 平成六年十月 参照。

(64) 『近代日本教育制度史料』第七巻 大日本雄弁会講談社 昭和三十一年七月 三三四頁。

(65) 同前 三四二頁。

(66) 前田一男は、聞き取り調査も踏まえ「精研はこの国民鍊成所と合体して教学鍊成所となった。その合体のしかたは、規模が大きく研究条件の揃っている精研の方が、交通不便で所内電話もない国民鍊成所に移動するという形での合体であった。国民鍊成所が錦の御旗としての光華殿をもち鍊成ということが一種の「流行」であったにせよ、この移動の意味については、先の文部省と精研との緊張関係を踏まえて考えてみると、文部省が行政整理に名を借りて精研の解体を計ったのではないかとする推測すら出てくる。」としている。(『国民精神文化研究所の研究―戦時下教学刷新における「精研」の役割・機能について―』『日本の教育史学』第二十五集 昭和五十七年 六四―六五頁)。

(67) 志田延義「精研」時代の辞令をめぐって『古典と現代』三三三号 昭和四十五年十月 七頁。

(68) 志田延義「歴史の片隅から―「精研」時代の辞令をめぐっての続稿―』『古典と現代』三四号 昭和四十六年五月 八頁。

(69) 『皇國時報』七七九号 昭和十六年五月十一日。

(70) 同前 七八二号 昭和十六年六月十一日。

(71) 下中弥三郎編『翼賛国民運動史』翼賛運動史刊行会 昭和二十九年九月 二四〇頁。

(72) 『皇國時報』八二七号 昭和十七年九月十一日。

(73) この概要は、前掲『総力戦体制と教育』の資料編三六七―三七〇頁、『皇國時報』八四二号 昭和十八年二月十一日等に抄録されており、それによって窺える。

(74) 『大政翼賛会調査委員会速記録』『大政翼賛運動資料集成』第六巻 柏書房 平成元年三月 五〇―五一頁。

(75) 同前 一二三頁。

(76) 『第三回中央協力会議録』『大政翼賛運動資料集成』第二集第四巻 柏書房 平成二年九月 一四八頁。

- (77) 由井正臣編『資料 日本現代史』十二 「大政翼賛会」 大月書店 昭和五十九年十二月 五三六―五四四頁。
- (78) 『皇國時報』八五五号 昭和十八年六月二十一日。
- (79) 同前 八八六号 昭和十九年七月十五日。